

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県リハビリテーション協会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者）日額報酬、交通費
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）日額報酬、交通費

(役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、報酬等の区分に応じ、次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 交通費については、実費相当額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合及び半日以上の日及び施設業務のため出勤した場合日額として10,000円を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 月末締め翌月15日（その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条第3項に準じた日）
 - (2) 交通費 月末締め翌月15日（その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条第3項に準じた日）
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の日額
理事長	25,000円
理事長以外の常勤役員	15,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	報酬の日額
評議員会への出席、半日以上の法人及び施設業務のための出勤	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

区 分	報酬の日額
理事会への出席、半日以上の法人及び施設業務のための出勤	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

区 分	報酬の日額
監事監査等への実施	20,000円
評議員会・理事会への出席、半日以上の法人及び施設業務のための出勤	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円